元請として完成した下記(a)から(b)に掲げる要件を満たす工事については、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された工事も施工経験に含むものとする。

ただし、大臣官房官庁営繕部、地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事又は工事成績を相互利用している各省庁等が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」に該当する工事に係るものにあっては、評定点が65点未満のものを除く。

(a)　建物構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

(b)　建物規模：延べ面積400㎡以上

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　本工事は、工事契約後、配置予定の主任技術者又は監理技術者を専任指導者として配置することができる試行工事であり、専任指導者として配置する場合は、工事契約後10日以内（土日祝日を除く）に監督職員に申し出なければならない。また、専任指導者として配置することにより、新たに配置することになる主任（監理）技術者は下記(a)又は(b)の施工経験を有すること（建設共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が特定ＪＶ及び異工種ＪＶにあっては均等割の10分の６以上、経常ＪＶにあっては20％以上のものに限る。また、特定ＪＶ、異工種ＪＶ及び経常ＪＶにおける乙型共同企業体の技術者としての経験は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の施工経験として認める。）。なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が下記(a)又は(b)に掲げる施工経験の要件を満たしていればよい。

(a)　上記②の要件を満たす者。

(b)　令和３年度以降に、国土交通省の北陸を含む８地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事の主任（監理）技術者若しくは現場代理人としての施工経験があること（配置予定の主任（監理）技術者の代要件）。ただし、契約工期（技術者の配置が不要な期間を除き、土曜日、日曜日、その他休日を含む。）の１／２以上に従事していること。また、当該施工経験の工事の評定点が65点未満のものを除く。

⑤　本工事は、建設業法第26条第３項第２号の場合の監理技術者（専任特例２号の場合の監理技術者）の配置は認めない。

⑼　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

⑽　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀　過去に調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が60点未満の工事成績評定通知書を通知された者は、その通知日から下記５⑶１）の申請書の提出期限日までの期間が１年を経過していること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が特定ＪＶ及び異工種ＪＶにあっては均等割の10分の６以上、経常ＪＶにあっては20％以上のものを対象とする。）。

⒁　入札に参加しようとする者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムから入札説明書及び全ての配付資料（変更分を含む。）をダウンロードした者又は下記５⑵４）に指定する方法で交付を受けた者であること。

⒂　技術提案に係る施工計画を提出した者であること。

⒃　「見積価格書」を提出した者であること。

３　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価に関する評価項目は以下のとおりである。

１）施工体制

(a)　品質確保の実効性

(b)　施工体制確保の確実性

２）技術提案

(a)　鉄筋コンクリート躯体の品質確保に関する工夫

(b)　能登地域の復旧復興への配慮に関する工夫

(c)　配置予定技術者のヒアリング

・技術提案の理解度

・施工上配慮すべき事項の適切性

３）企業の技術力

Ａ．企業の施工能力

(a)　ワーク・ライフ・バランス等推進企業

⑵　総合評価の方法

１）標準点　本工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できるとされた場合には、標準点100点を与える。

２）施工体制評価点及び加算点　上記⑴の各項目を評価し、施工体制評価点及び加算点を与える。

３）評価値　価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記１）及び２）により得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た値（以下「評価値」という。）をもって行う。

標準点＋施工体制評価点＋加算点＝100点＋施工体制評価点＋加算点

評価値＝（標準点＋施工体制評価点＋加算点）／入札価格

⑶　施工体制確認のためのヒアリングの実施

入札書等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

⑷　落札者の決定方法

１）入札参加者は、次の㋐から㋒の要件に該当する者のうち、上記⑵によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

㋐　入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　技術提案が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

㋒　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

２）上記１）において、評価値が最も高い者が２者以上いるときは、電子入札システム内の電子くじにおいて落札者を決定する。

４　実施上の留意事項

⑴　実際の施工に際しては、技術提案採否結果通知書に記載された「技術提案に係る施工計画」以上の施工を行うものとする。

受注者の責めにより、当該「技術提案に係る施工計画」以上の施工が行われない場合は、以下の取扱いを行う。

１）工事成績評定点の減点措置

２）違約金の徴収

⑵　施工条件の変更、災害等、受注者の責めに帰さない事由により、当該「技術提案に係る施工計画」に影響を及ぼす場合の取扱いは、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

⑶　技術資料についてヒアリングを実施する場合がある。その場合の日時・方法等必要事項は別途通知する。

⑷　競争参加資格確認通知については、巻末資料「本入札手続に係る期間等」⑴に示す日までに電子入札システムにて通知する。ただし、書面により提出されたものに対しては書面により通知する。